

平成26年度補正～平成29年度「地域の特性を活かした  
エネルギーの地産地消促進事業費補助金（分散型エネルギー  
システム構築支援事業）」の調査分析事業

## 公 募 要 領

平成30年6月

一般社団法人低炭素投資促進機構

## 1. 事業の目的

平成 26 年度補正・平成 28 年度・平成 29 年度「地域の特性を活かしたエネルギーの地産地消促進事業費補助金（分散型エネルギーシステム構築支援事業）」（以下「地産地消補助金」）は、地域の実情に根ざした分散型エネルギーシステムの構築を進めるために実施する構想普及支援事業（事業化可能性調査及びマスタープラン策定）及びエネルギーシステム構築事業を支援することにより、分散型エネルギーシステムの加速的な導入・普及につなげることで、システム構築に関するノウハウの共有化及び他地域への展開を図ることを目的としています。

具体的には、平成 26 年度補正予算から開始され、平成 32 年度に事業終了予定で、その後の自立的な普及に向け、ガイドブックの作成や普及活動等により、事業者をはじめ事業関係者の案件組成能力の向上も図っていく計画（出口戦略）となっています。

「地産地消補助金」は、分散型エネルギーシステムの事業化可能性調査に始まり、マスタープラン策定そしてシステム構築と、事業者を段階的に支援する方式をとっています。構想普及支援事業においては、エネルギー設備の導入に要する初期費用に対し、十分なエネルギーコストの削減を確保できる効率的な設備形成となっていること、業務設計の見直し・精緻化を促進し、システム構築の段階に至った事業については、確実な事業実施と、更なる高度化を求めています。

他方、事業化に至らなかった案件も多数あります。これら案件にも、事業化と並ぶ貴重な情報が含まれており、「地産地消補助金」の成果として十分に活用することが求められています。

本事業では、「地産地消補助金」の中間取り纏めとして、構想普及支援事業及びエネルギーシステム構築事業の成果を調査分析し、優れた分散型エネルギーシステムを成立させる要因及び解決すべき課題を明らかにし、平成 32 年度の出口戦略に繋げることを目的としています。この分析成果を、分散型エネルギーシステムを計画する事業者、自治体等が活用することで、分散型エネルギーシステムの企画・構築・運営の各段階でなすべき事が明らかとなり、事業の実施をしやすくすることで、自立的普及を促進することを目的とします。

### 事業の位置づけ

本事業では下記の平成 30 年度（出口戦略の骨子作成）を実施する。



## 2. 事業内容

上記1. の目的を達成するため、過去の地産地消補助金の成果を調査分析し、事業成果として取り纏めを行い、分散型エネルギーシステム構築にあたっての成立・失敗要因等を事業分類別に分析し、構想段階から事業化するまでの各フェーズにおける、検討すべき事項と解決すべき課題等を整理することで、構想から事業化までをモデル化し、それらの結果から、それらを国内に普及させるための具体的なアクションプランを策定し、ガイドブックを作成する。また、課題解決に向けての適切な政策支援内容を明らかにする。

以上を基に、平成32年度の出口戦略／補助金事業の成果の取り纏めの中間段階として、「地産地消再生可能エネルギー面的利用事業」が自立、普及していく方策の骨子を作成する。

実施に当たっては、一般社団法人低炭素投資促進機構及び資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギーシステム課と緊密に連携し、定期的実施方針等について確認を受け、その指示に従うものとする。

### (1) 地産地消補助金成果を調査分析し、事業の成果として取り纏める

以下の「地域の特性を活かしたエネルギーの地産地消促進事業促進事業費補助金（分散型エネルギーシステム構築支援事業）」の成果を、事業規模・事業内容・事業者属性・導入システム・地域性・公共性等の観点から、整理・分類して、成果を取り纏めること。

(具体的な整理対象)

- ・平成26年度補正 FS (73件) /MP (8件) /ES (17件) 成果報告書
- ・平成28年度 FS (62件) /MP (7件) /ES (11件) 成果報告書
- ・平成29年度 FS (21件) /MP (5件) /ES (16件) 成果報告書

平成29年度のES16件の内10件は平成28年度からの継続事業であり、平成29年度のES16件の内10件は平成30年度も継続している。

平成26年度補正のFS/MP、平成28年度のFS/MPについては平成29年度にプレ調査を実施済みであるので、調査結果を活用すること。

### (2) 追加調査

上記(1)の結果を基に、各事業分類における代表的な事業に対し追加調査（ヒアリング調査を含む）を行うこと。

また、本補助事業には参加していないが、本補助事業に関連性の高い国内外の代表的な事業を対象に(1)で整理した項目について調査を行うこと。

### (3) 詳細分析

上記(2)の結果をもとに、代表的な成功事例、失敗事例を詳細分析し、分散型エネルギーシステム構築を成立させる要因・解決すべき課題等を明らかにすること。

#### (4) モデル化

上記(3)の結果を踏まえ、分散型エネルギーシステム事業の構想段階から事業化するまでの作業フロー等を作成し、各フェーズにおける解決すべき課題等を整理することで、分散型エネルギーシステム構築の構想から事業化までを、事業分類毎にモデル化すること。

#### (5) 実現に向けた政策的支援検討及びアクションプランの作成

上記(4)のモデルの中で、コストや現状の法令等により課題があり、政策的支援が必要である点について整理し、その支援内容について、コストおよびインパクトを試算する。なお、政策的支援については、エネルギー基本計画等の国の動向も考慮して作成すること。

また、検討した内容を国内に普及させるための具体的なアクションプランを策定すること。

#### (6) ガイドブックの作成

上記(4)、(5)の内容を踏まえ、分散型エネルギーシステム構築を計画する事業者を対象に、「地産地消型再生可能エネルギー面的利用事業」のガイドブックを事業分類別に作成する。

ガイドブックは、①事業規模や需要に応じた適切な仕様のシステム設計をしやすくする、②事業性が見極めがしやすくなり、事業失敗のリスクを低減させる、③分散型エネルギー事業の収支見通を立てやすくする、等を目的として作成すること。

また、ガイドブックを補完するツールについて検討する事。このツールは、平成32年度の出口戦略の一つとして、平成32年度に、地産地消関連事業の事例検索を行える機能及び簡易な事業採算性計算等をシミュレートできる機能を有するツールを作成することを前提に検討すること。

#### (7) 検討委員会の設置

本事業の実施にあたっては、事業の内容、事業の進捗、事業成果の確認等を行う為、複数の外部有識者による検討委員会を設置し、事業実施に関する助言を受けるものとする。

委員の選定については、一般社団法人低炭素投資促進機構と十分協議して進めること、また、事業期間中に3回以上開催すること。

### 3. 事業実施期間及び報告内容・期日

#### 事業実施期間

契約締結日～平成31年3月15日（金）

#### 報告内容及び期日

- ・月次報告 契約締結日の属する月分から、平成31年1月分まで  
（毎月翌月10日を目途に報告する。）
- ・中間報告 平成30年11月30日（金）まで
- ・GIOセミナーでの発表 平成30年12月上旬
- ・最終報告 平成31年3月15日（金）まで

### 4. 応募資格について

本事業の対象となる事業者は下記（1）～（5）を全て満たすものとする。

- (1) 日本法人（登記法人）である民間会社または民間会社を主提案法人（幹事法人）とする共同体もしくは任意団体であること。
- (2) 経済産業省が定める補助金等の交付停止事業者に該当しないこと。
- (3) 事業を円滑に遂行するため、十分な経営基盤を有していること。
- (4) 事業を運営・管理できる能力を有しており、事業を実施するための実施体制及び管理体制が整備されていること。
- (5) 委託契約等で民間会社に事業を実施させる場合、民間会社に対し確定検査等を行い、確定検査等で確認した資料の写し等を補完する体制が取れていること。

## 5. 契約の要件

### (1) 契約形態

単年度契約による委託契約（経済産業省の委託契約に準ずる。）

### (2) 採択件数

1件

### (3) 予算規模

3,500万円（消費税及び地方消費税抜き。）を上限とする。

なお、最終的な実施内容、契約金額については、一般社団法人低炭素投資促進機構と調整した上で決定することとする。

### (4) 成果物の納入

報告書30部及び電子媒体（CD-R又はDVD-R）2枚を納入すること。

- ・成果報告書は、原則パワーポイントで作成すること。
- ・報告書は、A4両面印刷、長編綴じとすること。
- ・報告書作成にあたって作成した調査結果等の資料についてもDVD等で提出すること。
- ・報告書は公表可能とすること。
- ・本事業で得た調査結果で、一般公表が適当でない資料についても、その旨を明記して、資料として納入する事。

### (5) 委託金の支払時期

委託金の支払いは、原則として事業完了後の精算払いとなる。

### (6) 支払額の確定方法

事業完了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき、支払額を確定する。

支払額は、契約金額の範囲内であって、実際に支出を要したと認められる費用の合計となる。このため、全ての支出には、その支出を明らかにする帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となる。

また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については支払額の対象外となるので注意すること。

## 6. 応募手続きについて

### (1) 応募期間

募集開始日：平成30年6月18日（月）

締切日：平成30年7月9日（月）[17時00分必着]

持参又は書留による郵送等をお願いします。

※受付時間（平日 9:00～12:00 及び 13:00～17:00）外や、締切を過ぎての提出は受け付けません。また、電子メール、FAXによる提出は受け付けません。

### (2) 入札説明会

日時：平成30年6月21日（木）15:00～16:30

場所：東京都中央区日本橋本町4-1-5 住友不動産日本橋本町ビル6階  
一般社団法人低炭素投資促進機構 会議室

### (3) 応募書類について

提案書5部（正1部、副4部）・評価項目一覧（別紙、提案書頁番号記入、5部）・入札書（様式1、封印）及び下記添付書類各1部をA4版で印刷し、提案書の電子媒体1枚（CD-R又はDVD-R）と併せて提出して下さい。

- 申請者の概要が分かるもの（パンフレット等）
- 申請者定款（コピー可）
- 登記簿（履歴事項全部証明書、コピー可）
- 財務諸表（直近2ヵ年分）

提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。

応募書類は返却しません。機密保持には十分配慮いたしますが、採択された場合には、個々の情報の公表・非公表の取扱については、情報公開法に基づく情報開示に準ずることとします。

応募書類の作成費は経費に含まれません。また、採択の可否を問わず、提案書の作成費用は支給されません。

企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、応募者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

### (4) 提案書の作成

別紙（評価項目一覧）に則り作成してください。

なお、提案書のフォーマットは、任意とします。

※原則、パワーポイント（A4横）で、作成してください。

## (5) 応募書類の提出先

〒103-0023

東京都中央区日本橋本町4-11-5 住友不動産日本橋本町ビル6階

一般社団法人低炭素投資促進機構 スマートコミュニティ業務推進部

『平成26年度補正～平成29年度「地域の特性を活かしたエネルギーの地産地消促進事業費補助金（分散型エネルギーシステム構築支援事業）」の調査分析事業』

担当宛

TEL：03-6264-8381

注1：お問合せは、調査分析事業の件として、業務時間内（平日9:00～12:00及び13:00～17:00）にお願いします。

注2：上記以外の電話番号では、本事業に関するお問合せにはお答えできません。

## 7. 審査・採択について

### (1) 審査方法

応募期間終了後に、(2)に示す審査項目について審査を行います。また必要と判断された場合、(4)の要領でプレゼンテーションを実施します。

### (2) 審査項目

- 事業の目的、内容及び実施方法
- 事業実施計画
- 事業実施体制

### (3) 審査基準

総合評価点の計算によって得られた数値の最も高い者に決定します。

- 総合評価点の計算： 総合評価点＝技術点＋価格点
- 得点配分： 技術点200＋価格点50

### (4) プレゼンテーション

提案書を受理された申請者について必要と判断された場合、平成30年7月11日までにプレゼンテーションの日時及び会場を連絡します。発表20分、質疑応答10分とし、提案書以外の資料を用いる場合は、5部を印刷し、プレゼンテーションの開始時に配付して下さい。

### (5) 開札について

開札は、7月下旬に一般社団法人低炭素投資促進機構の会議室で行います。実施日時については、応募者に個別に連絡します。応募者が開札に参加できない場合は、開札実施後、開札結果を個別に連絡します。



#### (6) 採択結果の公表及び通知について

採択された事業者については、一般社団法人低炭素投資促進機構のホームページで公表するとともに当該事業者にその旨を書面で通知します。

### 8. 契約について

採択された応募者については、一般社団法人低炭素投資促進機構との間で委託契約を締結することになります。

なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、一般社団法人低炭素投資促進機構との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額に変更が生じる可能性があります。

契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後事業開始となりますので、あらかじめご承知おきください。また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もありますのでご了承ください。

契約締結後、受託者に対し、事業実施に必要な情報等を提供します。

### 9. 対象経費について

本事業の対象となる経費は、事業の実施に要する経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、経済産業省委託事業事務処理マニュアル<[http://www.meti.go.jp/information\\_2/downloadfiles/2015\\_itaku\\_manual.pdf](http://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2015_itaku_manual.pdf)>に従うものとします。